

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和元年 12月 10日 発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail : tmb@tkcnf.or.jp 担当 : 浅里 豪
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アケイ南森町 6F TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

自筆証書遺言の要件緩和

改正前の民法（相続法）では自筆証書遺言は全文を自筆で記載することが求められており、要件の厳格性から無効になるリスクもあり、高齢者の方にとっては自筆証書遺言を作成することが困難になっていました。そこで平成 30 年度の民法改正によって、自筆証書遺言について大きな改正が行われ、より利用しやすくなりました。

1. 改正前の民法での自筆証書遺言

自筆証書遺言は、改正前の相続法においては、遺言全文、署名、日付の全てを手書きしたうえで押印する必要がありました。これは遺言書本文のみでなく、遺言書に添付する財産目録も全て自分の手で書かなければ無効となってしまう大変厳しいものでした。実際に目録をタイプライターで作成したために、無効となったという最高裁判例も存在します。これでは遺言を作成したくても財産が多く長文を手書きすることが難しい高齢者等の方にとって、自筆証書遺言を作成する上で大きな障壁となっており、実際は思っているほど利用されていませんでした。そこで今回の相続法改正により、自筆証書遺言の利用促進及び相続紛争防止の観点から、この現状を改善する見直しが行われました。この改正は 2019 年 1 月 13 日以降に作成された自筆証書に適用されることとなりますので、同日前に作成された自筆証書には適用されないことにご注意ください。

2. 改正後の民法での自筆証書遺言（改正民法第 968 条）

改正後の相続法では、自筆証書遺言の本文自体は全文を手書きする必要がありますが、目録等は印字した紙面の 1 枚ずつ（目録が両面になっている場合には各面ともに）署名・押印すれば自筆証書として有効とされることとなりました。ここでいう「目録」には、遺言者自身や依頼を受けた専門家が文章作成ソフト等で作成したものを印刷するほか、不動産の登記簿全部事項証明書や預金通帳の中表紙のコピー等に番号を付して 1 枚ごとに署名・押印し、この番号を遺言書本文と対応させる方法等もあります。別紙目録等を印刷で作成できれば、改正前と比べ詳細な内容の自筆証書遺言を容易に作成や修正することが可能で、これからの自筆証書遺言の作成が非常に便利になる画期的な改正といえます。

遺言書

本文は全て自筆

1 私は、私の所有する別荘目録第 1 記載の不動産を、
長男 東 一郎（昭和 年 月 日生）に相続させる。

2 私は、私の所有する別荘目録第 2 記載の預貯金を、
次男 東 二郎（昭和 年 月 日生）に相続させる。

3 私は、上記 1 及び 2 の財産以外の預貯金、有価証券その他一切の財産を、
妻 東 悦子（昭和 年 月 日生）に相続させる。

4 私は、この遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。
住 所 大阪府 市 町 丁目 番地
職 業 弁護士
氏 名 高山 太郎
生年月日 昭和 年 月 日

令和 2 年 4 月 5 日
住 所 大阪府〇〇市 町 番地
東 太郎 印

+

財産目録

第 1 不動産
1 土地 市 区 町
番 地
地 積 ㎡
特 種 宅 地 目 録 番 号

2 建物 市 区 町 番地
種 別
構造
床 積 ㎡
築 年 月 日
特 種 宅 地 目 録 番 号

第 2 預貯金
1 銀行 支店 普通預金
口座番号
口座名義 本人
2 ゆうちょ銀行 普通預金
支店
口座番号
口座名義 本人

東 太郎 印
目録 - 押印が必須!

目録 1

見本

目録 1

目録 2

目録 3

浅里 豪 印
浅里 豪 印
浅里 豪 印

目録は印刷物やコピー可

3. 作成にあたっての留意点

自筆証書遺言作成時の押印については認印のほか拇印や指印でも遺言は有効とされます。遺言書本文と財産目録を綴じて割り印を押す必要もありません。ただし、その場合には財産目録を第三者が差し替えたと主張されて偽造や変造であるとの紛争が起こりかねません。そこで、遺言者の真意を反映し、偽造されたものでないことを担保するために遺言書本文と財産目録に押印する印鑑は同一の印鑑を用い、かつ、財産目録等を遺言書本文に綴じ込み割り印を押すと良いでしょう。作成年月日の記載についても、年月の記載しかない（日の記載が無い）ものや日付に吉日と記載された自筆証書遺言は無効と判断されています。日付を作成日から遡って記載した自筆証書遺言も日付が無い遺言書と同じで無効と判断されています。遺言書本文の年月日が正しく記載されていても、目録を謄本等で作成する場合、遺言書本文の作成年月日より後に取得した登記事項証明書等を目録として使用すると作成日不明のため無効と判断される可能性もあります。遺言が無効と判断されないためにも正確に年月日の記載や資料の準備することを心がける必要があります。そして何よりも相続税の納税や遺留分を考慮した遺言書の作成が必要です。

4. まとめ

記載事項ミス、署名・押印漏れや曖昧な表現では自筆証書遺言の要件を満たさないとして遺言書自体が無効と判断され、遺言の効果や相続税問題を最大限に活用する自筆証書遺言作成にあたっては是非私共にご相談ください。なお、自筆証書遺言の保管制度は令和 2 年 7 月 1 日施行となります（TMB ニュース No.503 参照）。保管制度と合わせて活用されることをお勧めします。